

1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

2020年度のモニタリング調査は、POPs条約の発効当初から対象物質に指定されている10物質（群）^{注1)}のうちPCB類、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、クロルデン類^{注2)}及びヘプタクロル類^{注3)}の4物質（群）、2009年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）等においてPOPs条約対象物質として採択されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）^{注4)}及びペンタクロロベンゼンの2物質（群）、2015年5月に開催された同条約の第7回条約締約国会議（以下「COP7」という。）においてPOPs条約対象物質として採択されたヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、2017年4月から5月に開催された同条約の第8回条約締約国会議（以下「COP8」という。）においてPOPs条約対象物質として採択された短鎖塩素化パラフィン類^{注5)}、2019年4月から5月に開催された同条約の第9回条約締約国会議（以下「COP9」という。）においてPOPs条約対象物質として採択されたジコホル及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）^{注6)}の2物質（群）並びに2019年10月に開催された同条約の第15回残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC15」という。）においてPOPs条約対象物質への追加を条約締約国会議に勧告することが決定されたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）^{注7)}を加えた計11物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

(注1) 2009年度までは、POPs条約の発効当初から対象物質に指定されている物質のうちポリ塩化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）及びHCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類について各物質とも毎年度の調査を行っていた。2010年度以降の調査においては、新たに条約の対象物質に追加された物質（群）等を追加する一方で、調査頻度を見直して一部の物質については数年おきの調査とすることとした。2020年度の調査では、POPs条約対象物質のうち、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類^{注8)}、トキサフェン類^{注9)}、マイレックス、HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類^{注10)}、クロルデコン、ヘキサブプロモビフェニル類、ポリブプロモジフェニルエーテル類^{注11)}、エンドスルファン類、1,2,5,6,9,10-ヘキサブプロモシクロドデカン類^{注12)}、ポリ塩化ナフタレン類^{注13)}並びにペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類^{注14)}の14物質（群）の調査は行わなかった。なお、2020年度に調査を行わなかった14物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

(注2) POPs条約ではヘプタクロルが対象物質とされているが、本調査ではその代謝物である *cis*-ヘプタクロルエポキシド及び *trans*-ヘプタクロルエポキシドを含めてヘプタクロル類としている。

(注3) POPs条約では *cis*-クロルデン及び *trans*-クロルデンが対象物質とされているが、本調査ではオキシクロルデン、*cis*-ノナクロル及び *trans*-ノナクロルを含めてクロルデン類としている。

(注4) POPs条約では、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホンフルオリドがCOP4でPOPs条約対象物質とすることとされているが、本調査ではペルフルオロ